

米国のEBPMの取組について

2020年3月23日
内閣府政策立案総括審議官

「EBPM」(Evidence-based Policy Making)または「EIPM」(Evidence-informed Policy Making)
 = 統計や業務データを活用した、客観的な証拠に基づく政策立案

1. 諸外国のEBPMの取組

- 財政制約の下で、政策の質を向上させることは国際的な流れ。主要国でEBPMの取組が進展。
- 例えば、OECDでは、分析手法や経験の共有、シンポジウムの開催等により各国のEBPMを支援。

2. 米国のEBPMの取組

- 米国のEBPMの取組はオバマ政権で強化され、その後の立法化等を経てトランプ政権下でも進展。
- EBPMの浸透には各省庁間でばらつき。社会政策を中心とした分野(労働、保健、教育、開発援助等)で進展。
- OMBの号令の下、各省庁はエビデンスの政策・予算編成過程への活用に取り組んでいるところ。
- EBPM人材の層が厚く、各省と民間が連携。もともと、予算も人材も不十分な省庁からは戸惑いの声あり。

図1 米国のEBPMに関する取組の経緯

時期	主な出来事
1950年代以降	社会政策を中心に、一部の省庁でEBPMが発展
2009～17年	オバマ政権において、世界金融危機対応で大規模な景気対策(7872億ドルの財政拡大策)を行った際、政策効果を高めるため、エビデンスの予算等への活用を強化
2016～17年	超党派の「証拠に基づく政策形成委員会(CEP)」における検討・提言(エビデンス構築やプログラム・デザインに向けた政府データの利用等)
2019年1月	上記提言を受けて、2018年EBPM基盤法成立(全省庁に対してEBPMを義務付け)
2019年7月	行政管理予算局(OMB)から全省庁に対し、具体的な体制整備や手順などを示しながら、予算プロセス等におけるエビデンスの活用を求めるメモランダムを发出

図2 2018年EBPM基盤法の概要(2019年施行)

- 1 国のエビデンス構築活動
 全省庁におけるエビデンス構築計画の作成
 EBPMを行う評価官の設置
 エビデンス構築のための体制整備
- 2 オープン政府データ
- 3 機密情報の保護と統計の効率性 等

図3 OMBにおける主なEBPMの取組

- ・各省に複数年度のエビデンス構築のための計画の作成を要請。
- ・毎月の各省会議を通じて、コミュニティの形成、各省への分析ツールの提供、評価スキルのトレーニング、アジェンダ作成の指導・助言などを実施。
- ・各省は分析を強化し、エビデンスの意思決定への統合の取組を1年以内に進める。

(備考) OECD資料、OMB等関係機関資料・ヒアリングより作成。

3. 先進的な取組事例(米国連邦労働省)

- 連邦労働省(DOL)の首席評価官室は、閣僚級への報告機能を持ち、評価結果を意思決定権者に伝達。
- 評価については、独立性や信頼性、透明性を確保(調査の中立性を尊重)。エビデンスの共有・参照のためのクリアリングハウスを整備。
- 首席評価官及び専門スタッフは、大学や研究機関等の研究者に委託しながら、年間1~2本の研究を実施。委託先の研究成果の質を見極める能力(目利き力)が重要。

図4 連邦労働省のEBPMの体制

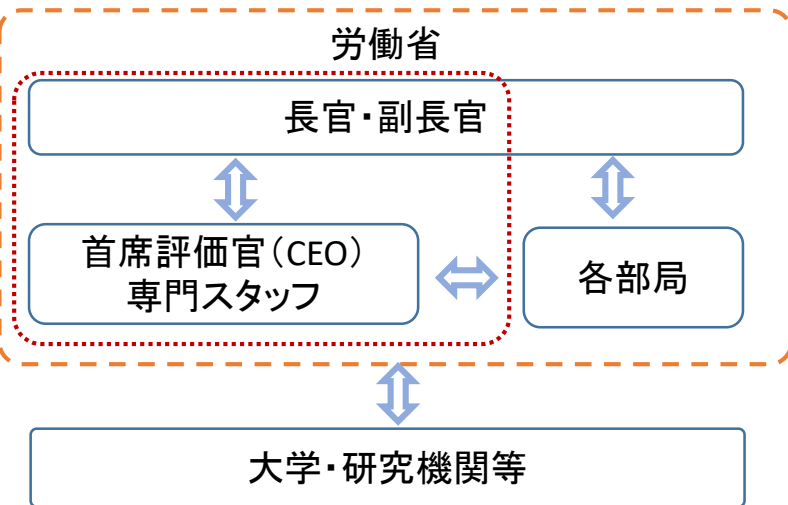
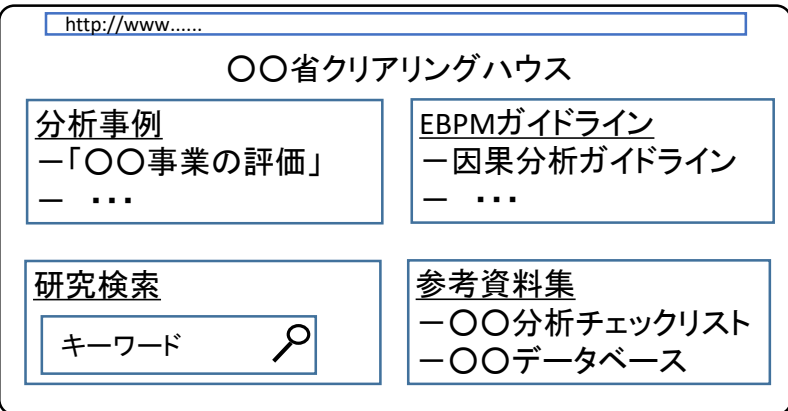


図5 クリアリングハウスのイメージ



(備考) DOL等関係機関資料・ヒアリングより作成。

図6 連邦労働省の最近の分析事例

2020年	再就職及び適性評価プログラムの評価
2019年	若者向け職業マッチング事業の評価
2019年	犯罪を犯した若者に対する職業訓練事業の評価
2019年	社会から孤立した若者に対する支援事業の評価
2019年	個人事業主のトレーニングプログラムの評価
2019年	高スキル労働者創出事業の評価
2019年	若い両親に対する教育・就業支援事業の評価
2019年	従業員給付制度に関する分析
2019年	障害者雇用支援事業の評価

(参考) 日本のEBPM推進体制

